

令和2年6月26日

令和2年第2回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会附属資料

(令和2年6月23日付託分)

県土整備局

目 次

ページ

1	港湾の設置及び管理等に関する条例 新旧対照表	1
2	神奈川県県営住宅条例 新旧対照表	6

1 港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）新旧対照表

改正										現行									
別表第1（第11条関係）										別表第1（第11条関係）									
1 (略)										1 (略)									
2 係留料										2 係留料									
港湾名	施設名	利用の期間	1箇月未満		1箇月以上 1箇年未満		1箇年		港湾名	施設名	利用の期間	1箇月未満		1箇月以上 1箇年未満		1箇年			
			1日		1箇月		1箇年					1日		1箇月		1箇年			
			県内に住 に住所を 有する者	県外に住 に住所を 有する者	県内に住 に住所を 有する者	県外に住 に住所を 有する者	県内に住 に住所を 有する者	県外に住 に住所を 有する者				県内に住 に住所を 有する者	県外に住 に住所を 有する者	県内に住 に住所を 有する者	県外に住 に住所を 有する者	県内に住 に住所を 有する者	県外に住 に住所を 有する者		
湘南港	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	湘南港	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	湘南港	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
葉山港	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	葉山港	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	葉山港	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
大磯港	東岸壁	6メートル以下のもの	1,500円	1,840円					(新設)										
		6メートルを超えるもの	2,050円	2,490円															
		6.5メートル以下のもの																	
		6.5メートル	2,160円	2,590円															

改 正						現 行							
を 超 え 7 メ ー ト ル 以 下 の も の													
7メ ー ト ル を 超 え 7.5 メ ー ト ル 以 下 の も の	2,490 円	3,030 円											
7.5 メ ー ト ル を 超 え 8 メ ー ト ル 以 下 の も の	2,810 円	3,360 円											
8メ ー ト ル を 超 え 8.5 メ ー ト ル 以 下 の も の	3,130 円	3,800 円											
8.5 メ ー ト ル を 超 え 9 メ ー	3,470 円	4,120 円											

改 正							現 行							
		トル 以下 の もの												
		9メ ートルを 超え	3,800	4,560										
		9.5 メー トル	円	円										
		以下 の もの												
		9.5 メー トルを 超え	4,010	4,780										
		10 メー トル	円	円										
		以下 の もの												
		10メ ートルを 超え るも の	4,010 円に 10メ ートルを 超え る 0.5 メー トル まで ごと に 300 円を 加算 した 額	4,780 円に 10メ ートルを 超え る 0.5 メー トル まで ごと に 420 円を 加算 した 額										
真	(略)													
真	(略)													

改 正						現 行					
鶴						鶴					
港						港					
備考 1～4 (略) 5 利用の期間が1箇月を超える場合(大磯港を利用する場合を除く。)で、その期間に1箇月未満の端数があるときは、その端数は、1箇月として計算する。 6 (略) 2の2～6 (略) 6の2 港湾管理事務所利用料 (1) 会議室等利用料						備考 1～4 (略) 5 利用の期間が1箇月を超える場合で、その期間に1箇月未満の端数があるときは、その端数は、1箇月として計算する。 6 (略) 2の2～6 (略) 6の2 港湾管理事務所利用料 (1) 会議室利用料					
港湾名	施設名	区分	利用料		港湾名	施設名	区分	利用料			
			午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで				午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで		
湘南港	港湾管理事務所	(略)	(略)	(略)	(略)	湘南港	港湾管理事務所	(略)	(略)		
		艇整備庫	全室	1時間につき 1,980円	1時間につき 2,170円			(新設)			
		艇整備庫1		1時間につき 1,050円	1時間につき 1,150円						
		艇整備庫2		1時間につき 930円	1時間につき 1,020円						
		大会議室	全室	1時間につき 1,370円	1時間につき 1,510円			(新設)			
		大会議室1		1時間につき 860円	1時間につき 950円						
		大会議室2		1時間につき 510円	1時間につき 560円						
		医務室		1時間につき 290円	1時間につき 320円			(新設)			
		会議室A	全室	1時間につき 1,130円	1時間につき 1,250円			(新設)			
		会議室		1時間に	1時間に						

改 正				現 行			
		A 1	つき 640円	つき 710円			
		会議室	1時間に	1時間に			
		A 2	つき 490円	つき 540円			
		会議室B	1時間に	1時間に	(新設)		
			つき 390円	つき 430円			
		海面監視室A	1時間に	1時間に	(新設)		
			つき 360円	つき 400円			
		海面監視室B	1時間に	1時間に	(新設)		
			つき 250円	つき 270円			
		海面監視室C	1時間に	1時間に	(新設)		
			つき 270円	つき 300円			
		海面監視室D	1時間に	1時間に	(新設)		
			つき 280円	つき 310円			
(2)・(3) (略)				(2)・(3) (略)			
7 (略)				7 (略)			

2 神奈川県県営住宅条例（平成9年神奈川県条例第36号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(入居者資格)</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(4)～(6) (略)</u></p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第3号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) その他知事が別に定める条件を具備する者</u></p> <p>3 改良住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、現に住宅に困窮していると認められるもののうち、<u>第1項第4号から第6号までのいずれにも該当する者でなければならない。</u></p> <p>(1) 次に掲げる者で住宅地区改良事業（改良法第2条第1項に規定する住宅地区改良事業をいう。）の施行に伴い住宅を失ったもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アただし書に該当する者及び改良地区の指定の日後に改良地区内に居住するに至った者。ただし、<u>改良法第18条第1号ロの規定により知事が承認した者に限る。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前条第1項第1号エに規定する公営住宅に入居することができる者は、当該災害が発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、同項の規定にかかわらず、同号から同項第3号まで及び<u>同項第6号</u>（同条第2項本文に規定する者にあつては、同条第1項第1号、第2号及び第6号）のいずれにも該当するほか、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>3 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において同法第5条第1項第1号の災害により滅失した住宅に居住していた者並びに当該住宅被災市町村の区域内において実施される都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業及び被災市街地復興特別措置法施行規則（平成7年建設省令第2</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 県内に規則で定める期間以上住所を有する者であること。</u></p> <p><u>(5)～(7) (略)</u></p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第3号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>3 改良住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、現に住宅に困窮していると認められるもののうち、<u>第1項第5号から第7号までのいずれにも該当する者でなければならない。</u></p> <p>(1) 次に掲げる者で住宅地区改良事業（改良法第2条第1項に規定する住宅地区改良事業をいう。）の施行に伴い住宅を失ったもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アただし書に該当する者及び改良地区の指定の日後に改良地区内に居住するに至った者。ただし、<u>住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号。以下「改良令」という。）第8条の規定により知事が承認した者に限る。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前条第1項第1号エに規定する公営住宅に入居することができる者は、当該災害が発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、同項の規定にかかわらず、同号から同項第3号まで及び<u>同項第7号</u>（同条第2項本文に規定する者にあつては、同条第1項第1号、第2号及び第7号）のいずれにも該当するほか、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>3 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において同法第5条第1項第1号の災害により滅失した住宅に居住していた者並びに当該住宅被災市町村の区域内において実施される都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業及び被災市街地復興特別措置法施行規則（平成7年建設省令第2</p>

改正	現行
<p>号) 第18条各号に掲げる事業の実施に伴い移転が必要となった者については、当該災害が発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、前条第1項第2号及び第6号に該当する者を同項各号のいずれにも該当する者とみなす。</p> <p>4 福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第39条に規定する居住制限者については、前条第1項第2号及び第6号に該当する者を同項各号のいずれにも該当する者とみなす。</p> <p>5 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成24年法律第48号)第8条第1項に規定する支援対象地域その他知事が定める地域(以下「支援対象地域等」という。)に存する住宅に、平成23年3月11日において居住していた者(以下「支援対象避難者」という。)については、<u>支援対象地域等内に存する住宅を所有している者(支援対象地域等及び福島復興再生特別措置法第27条に規定する避難指示区域以外の地域に住宅を所有する者を除く。)</u>を前条第1項第2号に該当する者とみなす。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(入居の申込み及び決定)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 知事は、公営住宅の入居者として決定した者(前条第5項の規定に該当する者に限る。)に対し、当該入居者が平成23年3月11日において居住していた地域が支援対象地域等に該当しなくなった場合には、当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(定期借家対象公営住宅の特例)</p> <p>第8条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定により指定された公営住宅(以下「定期借家対象公営住宅」という。)に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、第6条第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までのいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>号) 第18条各号に掲げる事業の実施に伴い移転が必要となった者については、当該災害が発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、前条第1項第2号及び第7号に該当する者を同項各号のいずれにも該当する者とみなす。</p> <p>4 福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第39条に規定する居住制限者については、前条第1項第2号及び第7号に該当する者を同項各号のいずれにも該当する者とみなす。</p> <p>5 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成24年法律第48号)第8条第1項に規定する支援対象地域その他知事が定める地域(以下「支援対象地域等」という。)に存する住宅に、平成23年3月11日において居住していた者(以下「支援対象避難者」という。)については、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定に該当する者とみなす。</u></p> <p>(1) <u>支援対象地域等内に存する住宅を所有している場合(支援対象地域等及び福島復興再生特別措置法第27条に規定する避難指示区域以外の地域に住宅を所有する場合を除く。)</u> 前条第1項第2号</p> <p>(2) <u>県内に前条第1項第4号に規定する期間以上居所を有する場合(県内に住所を有していない場合に限る。)</u> 同号</p> <p>(入居の申込み及び決定)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 知事は、公営住宅の入居者として決定した者(前条第5項第1号の規定に該当する者に限る。)に対し、当該入居者が平成23年3月11日において居住していた地域が支援対象地域等に該当しなくなった場合には、当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(定期借家対象公営住宅の特例)</p> <p>第8条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定により指定された公営住宅(以下「定期借家対象公営住宅」という。)に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、第6条第1項第1号、第2号及び第5号から第7号までのいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改 正	現 行
<p>3～11 (略)</p> <p>(収入超過者に対する家賃)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 第32条第2項の規定により収入が超過している者として認定された改良住宅の入居者は、第18条の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者がその期間中に改良住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡し日までの間)、毎月、当該収入が超過している者の収入を勘案し、<u>住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号)第13条の2第1項の規定によりその例によることとされる公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成8年政令第248号)による改正前の住宅令第6条の2第2項の規定(以下この項において「改良令によりその例によることとされる旧規定」という。)</u>による額を限度として住宅令第8条第2項に規定する方法により知事が算出した額を、家賃として支払わなければならない。この場合において、改良令によりその例によることとされる旧規定の条例で定める金額は、第12条の規定により読み替えて準用する第6条第1項第1号に規定する金額とする。</p>	<p>3～11 (略)</p> <p>(収入超過者に対する家賃)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 第32条第2項の規定により収入が超過している者として認定された改良住宅の入居者は、第18条の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者がその期間中に改良住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡し日までの間)、毎月、当該収入が超過している者の収入を勘案し、<u>改良令第13条の2第1項の規定によりその例によることとされる公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成8年政令第248号)による改正前の住宅令第6条の2第2項の規定(以下この項において「改良令によりその例によることとされる旧規定」という。)</u>による額を限度として住宅令第8条第2項に規定する方法により知事が算出した額を、家賃として支払わなければならない。この場合において、改良令によりその例によることとされる旧規定の条例で定める金額は、第12条の規定により読み替えて準用する第6条第1項第1号に規定する金額とする。</p>